

会社法第782条第1項に定める事前開示書類
(吸収分割に関する事前開示書類)

2025年12月25日

2025年12月25日

会社法第782条第1項に定める事前開示書類
(吸収分割に関する事前開示書類)

東京都港区高輪2丁目21番1号
THELINKPILLAR1NORTH
(本店：東京都新宿区西新宿二丁目3番2号)
KDDI株式会社
代表取締役社長 CEO 松田 浩路

KDDI株式会社（以下「当社」といいます。）と関西電力株式会社の子会社であるNext Power株式会社（以下「NP」といいます。）とは、当社を吸収分割会社とし、NPを吸収分割承継会社として、当社のマンション向け一括受電サービス事業（以下「本承継対象事業」といいます。）に関して当社が有する権利義務を、2026年3月1日を効力発生日として、NPに承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行う旨の吸収分割契約を2025年12月12日付で締結いたしました。

本吸収分割を行うに際し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

なお、本吸収分割は、当社においては会社法第784条第2項に規定する簡易分割となります。

1. 吸収分割契約の内容

別紙1に添付しています。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

NPは、本吸収分割に際して、当社に対して、金1,540百万円を交付します。NPより当社が交付を受ける金銭の額は、本承継対象事業の事業価値を算定した結果に加え、本承継対象事業の業績動向及び本吸収分割による相乗効果等を踏まえ、当社とNPが真摯に協議及び交渉を行い、決定したものであり、相当であると判断しております。なお、算定の前提となる事業予測において、大幅な増減益は見込んでおりません。

3. NPの最終事業年度における計算書類等の内容

別紙2に添付しています。

4. NPにおいて最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担

その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当社は、2025年5月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うことを決議いたしました。

上記取締役会決議に基づき当社が取得した自己株式の累計は、以下のとおりです。また2025年9月12日付で、上記取締役会決議に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

①取得した株式の総数 171,754,264株

②取得価額の総額 399,999,867,498円

詳細につきましては、当社の2025年5月14日付適時開示「自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ」、2025年9月17日付適時開示「自己株式の取得状況及び取得終了に関するお知らせ」その他の2025年3月期の末日以降に当社が提出した適時開示、有価証券報告書及び半期報告書等をご参照ください。

6. 吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務及びNPの債務（なお、当社が吸収分割によりNPに承継させるものに限ります。）の履行の見込みに関する事項

(1) 当社について

当社の2025年3月31日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、それぞれ7,298,136百万円及び3,443,221百万円です。また、本吸収分割によって、当社がNPに承継させる予定の資産の額は1,090百万円（注）の見込みであり、負債は承継対象としません。

また、2025年3月31日から現在に至るまで、上記5.の他当社の資産の額及び負債の額並びに当社がNPに承継させる予定の資産の額の見込額に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本吸収分割の効力発生日までにそのような事態が発生することも現在想定されていません。

したがって、本吸収分割の効力発生日以降の当社の資産の額は、負債の額を十分上回ることが見込まれています。

また、本吸収分割の効力発生日後の当社の収益及びキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在想定されていません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後においても、当社の債務の履行の見込みがあるものと判断しました。

（注）2025年10月31日現在の数値を基礎としております。本吸収分割の効力発生日時点での帳簿価格に関しては、記載の内容から変更の可能性があります。

(2) NPについて

NPの2025年3月31日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、それぞれ43,024百万円及び9,434百万円です。本吸収分割によって、NPが当社か

ら承継する予定の資産の額は1,090百万円（注）の見込みであり、負債は承継対象としません。

また、2025年3月31日から現在に至るまで、NPの資産の額及び負債の額並びにNPが当社から承継する予定の資産の額の見込額に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本吸収分割の効力発生日までにそのような事態が発生することも現在想定されていません。

したがって、本吸収分割の効力発生日以後のNPの資産の額は負債の額を十分上回ることが見込まれます。

また、本吸収分割の効力発生日以後のNPの収益及びキャッシュ・フローの状況について、NPの債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在想定されていません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後においても、NPが当社から承継する債務については、履行の見込みがあるものと判断しました。

（注）2025年10月31日現在の数値を基礎としております。本吸収分割の効力発生日時点での帳簿価格に関しては、記載の内容から変更の可能性があります。

以上

別紙1 吸収分割契約の内容

(次頁以降のとおり)

吸收分割契約書

KDDI 株式会社（以下「分割会社」という。）及び Next Power 株式会社（以下「承継会社」という。）は、分割会社が営むマンション向け一括受電サービス事業（以下「対象事業」という。）に関して分割会社が有する権利義務を承継させる吸收分割（以下「本吸收分割」という。）に関し、2025 年 12 月 12 日（以下「本締結日」という。）、以下のとおり、吸收分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1章 定義

第1.1条（定義）

本契約において使用される用語は、別途本契約において規定される場合を除き、以下に定める意味を有する。

- (1) 「アドバイザー」とは、弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、フィナンシャルアドバイザーその他の外部の専門家をいう。
- (2) 「許認可等」とは、法令等により要求される司法・行政機関等による又は司法・行政機関等に対する許可、認可、免許、承認、同意、登録、届出、報告その他これらに類する行為又は手続をいう。
- (3) 「クレーム等」とは、クレーム、異議、不服及び苦情を総称していう。
- (4) 「契約等」とは、契約、合意、約束又は取決め（書面か口頭か、また、明示か默示かを問わない。）をいう。
- (5) 「子会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義されたものをいう。
- (6) 「債務不履行事由等」とは、契約等に係る解除・解約・取消・終了事由、早期償還事由、期限の利益喪失事由若しくは債務不履行事由、又は、通知、時間の経過若しくはその双方によりこれらの事由に該当することとなる事由を総称していう。
- (7) 「司法・行政機関等」とは、裁判所、仲裁人、仲裁機関、監督官庁その他の司法機関・行政機関、地方公共団体及び金融商品取引所その他の自主規制機関をいう。
- (8) 「司法・行政機関等の判断等」とは、司法・行政機関等の判決、決定、命令、裁判上の和解、免許、許可、認可、通達その他の判断をいう。
- (9) 「訴訟等」とは、訴訟、仲裁、調停、斡旋、差押、仮差押、保全処分、保全差押え、滞納処分、強制執行、仮処分その他の司法上、行政上又は私的な紛争処理手続を総称していう。

- (10) 「倒産手続」とは、破産手続、再生手続、更生手続、特別清算手続その他これらに類する法的倒産手続をいう。
- (11) 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」と総称する。）及び次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (i) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (ii) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (iii) 自ら又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (iv) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (v) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (vi) 自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為を行うこと
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて第三者の信用を棄損し、又は第三者の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他①から④までに準ずる行為
- (12) 「負担等」とは、第三者の質権、抵当権、先取特権、留置権その他の担保権（譲渡担保及び所有権留保を含む。）、所有権、賃借権、地上権、地役権、使用借権、実施権その他の使用権、売買の予約、譲渡の約束若しくは譲渡の禁止、差押え、仮差押え、差止命令、仮処分若しくは滞納処分その他使用、譲渡、収益その他の権利行使を制限する一切の負担又は制約をいう。
- (13) 「法令等」とは、条約、法律、政令、通達、規則及び命令をいう。
- (14) 「本件デュー・ディリジェンス」とは、承継会社が本吸收分割に關し法務、会計、税務、ビジネスその他の觀点から行った対象事業に関する一切の調査をいう。

第2章 吸收分割

第2.1条 (本吸收分割)

分割会社は、本契約の定めるところに従い、吸收分割の方法により、分割会社の対象事業

に関する権利義務を承継会社に分割し、承継会社は、本契約の規定に従い分割会社からこれを承継する。

第2.2条 (分割当事会社の商号及び住所)

分割会社及び承継会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 分割会社

(商号) KDDI 株式会社

(住所) 東京都新宿区西新宿 2 丁目 3 番 2 号

(2) 承継会社

(商号) Next Power 株式会社

(住所) 東京都中央区日本橋堀留町二丁目 2 番 1 号

第2.3条 (権利義務の承継)

承継会社が本吸收分割により分割会社から承継する資産、債務、契約その他の権利義務(以下「承継対象権利義務」という。)は、別紙 2.3 記載のとおりとする。なお、権利義務の移転につき関係官庁の許認可等を要するものについては、効力発生日(第 2.5 条に定義する。以下同じ。)までに当該許認可等が得られることを条件として承継する。

第2.4条 (分割対価)

本吸收分割に係る分割対価は、金 15 億 4,000 万円(以下「本分割対価」という。)とする。

第2.5条 (効力発生日)

本吸收分割がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、2026 年 3 月 1 日とする。但し、本吸收分割の手続の進行上の必要性その他の事由により必要があると認めることは、分割会社及び承継会社が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。なお、分割会社及び承継会社は、本締結日以降、効力発生日において第 4.1 条及び第 4.2 条に定める前提条件のいずれかが充足されないことが合理的に予見される場合には、効力発生日の変更に関し、速やかに協議の上、合意するものとする。

第2.6条 (株主総会決議)

- 分割会社は、会社法第 784 条第 2 項の規定により、本契約に関する同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本吸收分割を行う。
- 承継会社は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本契約に関する同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本吸收分割を行う。

第3章 効力発生に伴う義務の履行

第3.1条 (効力発生に伴う義務の履行)

分割会社及び承継会社は、効力発生日において、次に定める各自の義務を同時に履行する。

(1) 分割会社の義務

分割会社は、本契約の規定に従い、効力発生日に、承継会社による次号に定める義務の履行と引換えに、別紙 2.3 の「承継対象権利義務明細」（以下「本承継対象権利義務明細」という。）記載の資産、債務、契約上の地位その他の権利義務を承継会社に承継させるほか、以下の書類等を交付する。

① 本承継対象権利義務明細に記載の契約（以下「承継対象契約」という。）の契約書の原本

② その他、分割会社の保管する対象事業に係る一切の資料等のうち、承継会社において対象事業を遗漏なく継続するために必要な資料等

(2) 承継会社の義務

承継会社は、本契約の規定に従い、効力発生日に、分割会社による前号に定める義務の履行と引換えに、第 2.4 条に定める本分割対価の金額を、分割会社が別途承継会社に対して通知する分割会社の銀行口座に振込送金する方法により行うものとし、振込手数料は承継会社が負担する。但し、効力発生日が営業日でない場合には、承継会社は効力発生日の前営業日に分割会社に対して第 2.4 条に定める本分割対価の金額を預託するものとし（分割会社の銀行口座に振込送金する方法により行うものとし、振込手数料は承継会社が負担する。）、当該預託金は、効力発生日に、分割会社による前号に定める義務の履行と同時に本分割対価の金額の支払いに充当されるものとする。

第4章 前提条件

第4.1条 (分割会社による義務履行の前提条件)

分割会社は、以下の各号の事由が全て充足されていることを前提条件として、第 3.1 条(1)に規定する義務を履行する。但し、分割会社は、その任意の裁量により、かかる条件の全部又は一部を放棄して第 3.1 条(1)に定める義務を履行することができる。なお、本条但書きに基づく分割会社による条件の全部又は一部の放棄は、分割会社から承継会社に対する補償請求を妨げるものではない。

- (1) 本締結日及び効力発生日において、第5.2条第1項に定める承継会社の表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であること。
- (2) 承継会社が、本契約に基づき効力発生日までに履行又は遵守すべき事項について重大な違反がないこと。

- (3) 承継会社において、本吸収分割に係る債権者異議手続が完了していること。
- (4) 本吸収分割に関して効力発生日前に必要となる私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第15条の2第3項に基づく公正取引委員会に対する吸収分割に関する計画の届出を行う際に準じる相談(以下「本件相談」という。)が履践され、公正取引委員会から、本吸収分割により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならない旨又はこれに準じる内容の回答を得ており、かつ、公正取引委員会により、排除措置命令の発令又は排除措置命令に係る手続の係属(事前通知の送付又は同法第15条の2第4項が準用する第10条第9項に定める報告等を要請する文書の送付を含む。)等、本吸収分割の実行を妨げる措置又は手続(以下「排除措置命令等」と総称する。)がとられていないこと。
- (5) 本吸収分割の実行を禁止する旨の司法・行政機関等の判断等又はその申立てがなされていないこと。
- (6) 上記各号に定めるほか、承継会社が対象事業を行うにあたり必要な措置として分割会社及び承継会社が別途合意する事項が完了すること。

第4.2条 (承継会社による義務履行の前提条件)

承継会社は、以下の各号の事由が全て充足されていることを前提条件として、第3.1条(2)に定める義務を履行する。但し、承継会社は、その任意の裁量により、かかる条件の全部又は一部を放棄して第3.1条(2)に定める義務を履行することができる。なお、本条但書きに基づく承継会社による条件の全部又は一部の放棄は、承継会社から分割会社に対する補償請求を妨げるものではない。

- (1) 本締結日及び効力発生日において(但し、別途特定の時点が明示されている場合は、当該時点において)、第5.1条第1項に定める分割会社の表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であること。
- (2) 分割会社が、本契約に基づき効力発生日までに履行又は遵守すべき事項について重大な違反がないこと。
- (3) 本締結日以降、対象事業の財政状態、経営成績、キャッシュフロー、事業、資産、負債又は将来の収益計画に重大な悪影響を及ぼす事由若しくは事象は発生しておらず、また、その具体的なおそれのある事由又は事象が発生していないこと。
- (4) 分割会社において、本吸収分割に係る債権者異議手続が完了していること。
- (5) 本件相談が履践され、公正取引委員会から、本吸収分割により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならない旨又はこれに準じる内容の回答を得ており、かつ、公正取引委員会により、排除措置命令等がとられていないこと。
- (6) 本吸収分割の実行を禁止する旨の司法・行政機関等の判断等又はその申立てがなされていないこと。

- (7) 上記各号に定めるほか、承継会社が対象事業を行うにあたり必要な措置として分割会社及び承継会社が別途合意する事項が完了すること。

第5章 表明及び保証

第5.1条 (分割会社の表明及び保証)

1. 分割会社は、承継会社に対して、本締結日及び効力発生日において（但し、時期を明記しているものについては当該時点において）、別紙 5.1 に記載された各事項が真実かつ正確であることを表明し保証する。なお、同各事項は、それぞれ独立して解釈され、他の事項における対象事項への言及によって限定されず、制約されない。
2. 前項の規定にかかわらず、(i)承継会社が本締結日において認識していた事実若しくは事由又は(ii)本件デュー・ディリジェンス等を通して分割会社から明示的に開示された情報により承継会社が本締結日において合理的に知り得た事実若しくは事由（但し、合理的な承継会社であれば当該事実又は事由の存在を認識し、その影響を評価することができる程度に十分な詳細さと明確さを備えた方法により開示された場合に限る。）は、前項に定める分割会社の表明及び保証の違反を構成しないものとする。

第5.2条 (承継会社の表明及び保証)

1. 承継会社は、分割会社に対して、本締結日及び効力発生日において、別紙 5.2 に記載された各事項が真実かつ正確であることを表明し保証する。なお、同各事項は、それぞれ独立して解釈され、他の事項における対象事項への言及によって限定されず、制約されない。
2. 前項の規定にかかわらず、分割会社が本締結日において認識していた事実若しくは事由は、前項に定める承継会社の表明及び保証の違反を構成しないものとする。

第6章 誓約事項

第6.1条 (分割会社の効力発日前の誓約事項)

1. 分割会社は、本締結日から効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって、分割会社が本締結日前に行っていたのと実質的に同等かつ通常の業務の範囲において対象事業を運営する。
2. 分割会社は、効力発生日までに、分割会社において本吸收分割の効力発生に必要となる全ての手続きを行う。但し、当該手続きにおいて第三者の同意・承諾が必要となる場合には、分割会社は、当該同意・承諾を得られるように合理的な努力を行うものとする。
3. 分割会社は、本締結日から効力発生日までの間、対象事業を承継会社以外の第三者に譲

渡し、又は対象事業を構成する資産、権利及び契約上に新たな担保権等その他一切の負担等を設定しない。

4. 分割会社は、効力発生日までに、第5.1条第1項に基づく分割会社の表明及び保証に違反する事実、事象若しくはそのおそれが生じ、又はかかる事実、事象が判明した場合、速やかにその旨及び当該事実の詳細を承継会社に対して通知するとともに、当該事実又は事象を是正又は防止するために必要な措置を直ちに講じなければならない（但し、当該措置のために第三者の同意・承諾が必要となる場合には、分割会社は、当該同意・承諾を得られるように合理的な努力を行うものとする。）。なお、当該通知は、分割会社による表明及び保証の違反を治癒するものではない。
5. 分割会社は、承継会社による第6.2条第1項の努力義務の履行に関し、商業上合理的な範囲で必要な協力をを行うものとする。
6. 前各項に定める事項のほか、分割会社は、承継会社との間で別途合意した事項について対応を行うものとする。但し、当該対応に際して第三者の同意・承諾が必要となる場合には、分割会社は、当該同意・承諾を得られるように合理的な努力を行うものとする。
7. 分割会社は、本締結日から効力発生日までの間、次の各号に掲げる場合には、承継会社の要請により、対象事業に関して、商業上合理的な範囲において、承継会社から要求のあった情報を開示する。
 - ① 第4.2条に定める本吸収分割の前提条件の充足確認のために必要な場合
 - ② 本契約上の義務の履行状況等の確認のために必要な場合
 - ③ 効力発生日後の円滑な対象事業の実施に向けた検討のために必要な場合
 - ④ その他上記に類する場合で合理的に必要な場合

第6.2条 （承継会社の効力発日前の誓約事項）

1. 承継会社は、本締結日以降、実務上可能な限り速やかに（但し、遅くとも効力発生日の前日までに）本件相談を履践し、かつ、排除措置命令等がとられないよう商業上合理的な範囲で努力する。なお、かかる手続に関連する一切の費用は、承継会社が負担する。
2. 承継会社は、効力発生日までに、承継会社において本吸収分割の効力発生に必要となる全ての手続きを行う。
3. 承継会社は、効力発生日までに、第5.2条第1項に基づく承継会社の表明及び保証に違反する事実、事象若しくはそのおそれが生じ、又はかかる事実、事象が判明した場合、速やかにその旨及び当該事実の詳細を分割会社に対して通知するとともに、当該事実又は事象を是正又は防止するために必要な措置を直ちに講じなければならない。なお、当該通知は、承継会社による表明及び保証の違反を治癒するものではない。

第6.3条 （公租公課等の精算）

本吸収分割の承継対象資産に課せられる公租公課（固定資産税を含むがそれに限られない。）、保険料、公共料金その他の賦課金等の負担は、宛名及び名義の如何にかかわらず、効力発生日をもって区分し、効力発生日の前日までの期間に対応する部分を分割会社の負担とし、効力発生日以降の期間に対応する部分を承継会社の負担とする。当該賦課金等の支払を行った当事者は、相手方に対して、その支払った金額から自己の負担すべき金額を控除した金額を支払うよう請求することができる。

第6.4条 （対象事業の引継ぎ等）

分割会社及び承継会社は、別途合意する方法により、対象事業の引継ぎ等が円滑に行われるよう措置を講じるものとする。

第6.5条 （承継対象権利義務の帰属と精算）

本吸収分割の承継対象権利義務については、原則として、効力発生日をもって区分し、効力発生日の前日までの期間に対応する部分は分割会社に帰属し、効力発生日以降の期間に対応する部分を承継会社に帰属するものとし、分割会社及び承継会社は、別途必要に応じてその詳細を取り決めるものとする。なお、相手方に帰属すべき債権を回収した場合又は相手方に帰属すべき債務を負担した場合には、相手方に対して、その精算を請求できるものとする。

第7章 换算

第7.1条 （損害等の補償）

1. 分割会社は、本契約に定める分割会社の表明及び保証の違反又は本契約に基づく義務の違反に起因又は関連して承継会社が損害等（合理的な弁護士費用を含む。以下本章において同じ。）を被った場合には、承継会社に対して当該損害等を補償するものとする。
2. 承継会社は、本契約に定める承継会社の表明及び保証の違反又は本契約に基づく義務の違反に起因又は関連して分割会社が損害等を被った場合には、分割会社に対して当該損害等を補償するものとする。
3. 本条第1項又は前項に基づく補償義務は、表明及び保証又は本契約に基づく義務の違反に関して負う補償責任の合計額については 154 百万円を上限とする。
4. 本条第1項又は第2項に基づく補償義務は、(i) 単一の事象に基づく請求（以下、本項において「個別請求」という。）に係る損害等の額が 300 万円未満の場合には全て免責されるものとし、(ii) 個別請求に係る損害等の額が 300 万円以上である場合であっても、個別請求に係る損害等の額の累計額が 1,000 万円未満の場合には全て免責される。なお、個別請求に係る当該損害等の額の累計額が 1,000 万円以上である場合には、補償当

事者（第7.2条第1項で定義する。）は、当該累計額の全額（1,000万円を超える金額に限られない。）について補償の義務を負う。

第7.2条（補償の手続）

1. いざれの当事者（本契約において、補償を行う義務を負う当事者を「補償当事者」といい、補償を受ける当事者を「被補償当事者」という。）も、第7.1条に基づく補償の請求をするにあたっては、効力発生日から1年後の応当日までに（但し、補償当事者が効力発生日後の義務に違反した場合に行われる第7.1条に基づく補償の請求については、義務違反が生じた日から1年後の応当日までに）、相手方に対して書面により、損害等、その発生原因及び損害等の額を実務的に合理的な範囲で特定し、かつ実務的に合理的な範囲で具体的な請求の根拠を示して請求しなければならないものとする。
2. 第7.1条第3項、第4項及び前項の規定は、補償当事者の故意又は重過失により被補償当事者に損害等が発生した場合には適用されないものとする。
3. いざれの当事者も、第三者からのクレーム等若しくは請求又は訴訟、仲裁その他の裁判上若しくは行政上の手続の申立て（以下「第三者請求」と総称する。）があった場合、これらに関する損害等の補償を第7.1条第1項又は第7.1条第2項に基づき請求するときには、(i)合理的に速やかに当該第三者請求の内容を（書面がある場合にはその写しとともに）補償当事者に対して書面により通知しなければならず、(ii)当該第三者との協議を行った場合その他第三者請求について進捗があった場合には、合理的に速やかに補償当事者にその内容を書面にて報告しなければならない。
4. いざれの当事者も、合理的な範囲において、第7.1条第1項又は第7.1条第2項に基づく補償の請求の対象となる損害等を軽減するための措置を執るものとする。被補償当事者がかかる義務に違反した場合には、補償当事者は、被補償当事者が当該義務に違反したことにより拡大したと合理的に解される損害等について、第7.1条及び本条に基づく補償義務を負わない。

第8章 解除

第8.1条（解除）

1. 分割会社は、効力発生日までに限り、以下の各号のうちのいずれかの事由が発生した場合は、承継会社に対して書面で通知することにより、本契約を解除することができる。
 - (1) 第5.2条に規定される承継会社の表明及び保証に違反があった場合。但し、表明及び保証が真実かつ正確でないことにより本吸収分割の実行に重大な悪影響が生じない場合を除く。
 - (2) 承継会社が本契約上の義務に違反した場合であって、分割会社が承継会社に対し

- て催告したにもかかわらず 30 日以内に当該違反が治癒しなかった場合。但し、違反により本吸收分割の実行に重大な悪影響が生じない場合を除く。
- (3) 承継会社につき、倒産手続の開始の申立てがなされた場合
 - (4) 分割会社の責めに帰すべからざる事由により、2026 年 9 月 1 日までに、本吸收分割が実行されなかった場合
2. 承継会社は、効力発生日までに限り、以下の各号のうちいずれかの事由が発生した場合は、分割会社に対して書面で通知することにより、本契約を解除することができる。
- (1) 第 5.1 条に規定される分割会社の表明及び保証に違反があった場合。但し、表明及び保証が真実かつ正確でないことにより本吸收分割の実行に重大な悪影響が生じない場合を除く。
 - (2) 分割会社が本契約上の義務に違反した場合であって、承継会社が分割会社に対して催告したにもかかわらず 30 日以内に当該違反が治癒しなかった場合。但し、違反により本吸收分割の実行に重大な悪影響が生じない場合を除く。
 - (3) 分割会社につき、倒産手続の開始の申立てがなされた場合
 - (4) 承継会社の責めに帰すべからざる事由により、2026 年 9 月 1 日までに、本吸收分割が実行されなかった場合
3. 本契約が本条に基づき解除された場合であっても、第 7 章、本項及び第 9 章の規定は引き続き効力を有する。

第9章 雜則

第9.1条 (救済手段の限定)

分割会社又は承継会社が本契約に基づく義務に違反した場合又は表明及び保証に違反があった場合、分割会社及び承継会社は、第 7 章に定める補償の請求及び第 8 章に定める解除を除き、債務不履行責任、契約不適合責任、不法行為責任、法定責任その他法律構成の如何を問わず、相手方に対して損害、損失、費用その他の負担につき賠償又は補償、解除、追完請求、代金減額請求その他の権利行使をすることはできない。但し、本契約に定める義務の履行請求は妨げられない。

第9.2条 (秘密保持義務)

1. 分割会社及び承継会社は、本締結日から 3 年間、以下の各号に規定する情報を除き、本契約の存在及び内容、本吸收分割に関する交渉の内容並びに本吸收分割に関連して相手方から受領した一切の情報（以下「秘密情報」と総称する。）について、厳に秘密を保持し、これを第三者に開示又は漏洩してはならず、また、本契約の締結及び履行以外の目的に利用してはならない。

- (1) 当該情報を開示した当事者（以下「開示当事者」という。）から受領する前に当該情報を受領した当事者（以下「受領当事者」という。）が自ら適法に保有していた情報
 - (2) 受領当事者が開示当事者から受領した時点で既に公知となっていた情報
 - (3) 受領当事者が開示当事者から受領した後、自らの責めによらずに公知となった情報
 - (4) 受領当事者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に受領した情報
 - (5) 開示当事者からの情報に基づかず独自に開発した情報
2. 第1項にかかわらず、分割会社及び承継会社は、その親会社及び子会社、並びに自ら、親会社及び子会社の役職員及びアドバイザーに対して秘密情報を開示することができる。但し、開示を受ける第三者が法令等に基づく守秘義務を負担しない場合は、少なくとも本条に定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を負担することを条件とする。
 3. 第1項にかかわらず、分割会社及び承継会社は、相手方の書面による承諾がある場合、司法・行政機関等の判断等により適法に開示を求められた場合又は法令等により自己又はその親会社による開示が義務づけられる場合は、必要な範囲で秘密情報を開示することができる。但し、これらの場合には、当該開示を義務付けられる当事者は、相手方に対して速やかに当該開示の内容を事前に通知しなければならない。
 4. 第1項にかかわらず、対象事業に係る秘密情報に関しては、効力発生日以降、(i)承継会社は、本条に定める義務を負わず、(ii)分割会社は、対象事業に関する秘密情報を承継会社から受領した情報とみなして、本条に定める義務を負うものとする。

第9.3条 （公表）

分割会社及び承継会社は、本契約の締結の事実及びその内容の公表の時期、方法及び内容について、別途協議の上、事前に合意するものとする。但し、司法・行政機関等の判断等により適法に開示を求められた場合又は法令等により自己又はその親会社による開示が義務づけられる場合において、事前に相手方と誠実に協議した上で合理的な範囲内で公表を行う場合はこの限りでない。

第9.4条 （準拠法・管轄）

1. 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。
2. 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第9.5条 （譲渡等の禁止）

分割会社及び承継会社は、相手方の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務の全部又は一部について、第三者に対する譲渡、移転、承継、担保提供その他の処分をしてはならない。

第9.6条（本契約の変更・権利の放棄）

1. 本契約は、分割会社及び承継会社が書面により合意した場合にのみ変更又は修正することができる。
2. 本契約に基づく権利の放棄は、放棄する当事者が書面により行った場合にのみ行うことができる。本契約に基づく権利の不行使又は行使の遅滞は、当該権利を放棄したものと解されてはならない。

第9.7条（完全合意）

本契約は、本吸收分割を含む本契約で定める事項に関する分割会社及び承継会社の間の完全なる合意を構成するものであり、本契約の締結前にかかる事項に関して分割会社及び承継会社との間で交わされた一切の契約等は、本締結日をもって全て失効する。

第9.8条（通知）

本契約に従い、分割会社及び承継会社が行う通知、請求その他一切の連絡は、以下の通知先宛てに、配達証明付郵便又は電子メール送信のいずれかの方法により書面を送付することにより行い、その効力は相手方に到達した時（配達証明付郵便については到達した時又は到達すべき時）に発生する。但し、下記の通知先は、分割会社又は承継会社が本条に定める方法により通知先を変更する旨を通知することにより、これを変更することができる。

(分割会社)

住 所：東京都港区高輪2丁目21番1号 THE LINKPILLAR 1 NORTH
宛 先：KDDI株式会社
　　パーソナル事業本部 パーソナル第2営業本部
　　アライアンス営業統括部長 崎田 晋一郎
e-mail アドレス：sh-sakita@kddi.com

(承継会社)

所 在 地：東京都中央区日本橋堀留町二丁目2番1号 住友不動産ビル
宛 先：Next Power株式会社
　　営業推進本部長 柳川 勝己
e-mail アドレス：yanagawa.katsumi@nextpower-kepco.jp

第9.9条 (費用負担)

分割会社及び承継会社は、本契約に別途明確に定める場合を除き、本契約の締結及び履行に関連してそれぞれに発生する費用（公租公課を含む。）については、各自これを負担する。

第9.10条 (第三者の権利)

本契約は、第三者のためにする契約と解されてはならず、分割会社又は承継会社以外の第三者は、本契約に基づきいかなる権利も主張することができない。

第9.11条 (分離可能性)

本契約の一部の条項が無効、違法又は執行不能となった場合においても、その他の条項の有効性、適法性及び執行可能性はいかなる意味においても損なわれることなく、また、影響を受けないものとする。

第9.12条 (誠実協議)

分割会社及び承継会社は、本契約の条項の解釈に関して疑義が生じた事項及び本契約に定めのない事項については、誠実に協議の上解決する。

(以下余白)

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、各当事者が各 1 通を保有する。

2025 年 12 月 12 日

分割会社 : KDDI 株式会社
東京都新宿区西新宿 2 丁目 3 番 2 号
代表取締役社長 CEO 松田 浩路

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、各当事者が各 1 通を保有する。

2025 年 12 月 12 日

承継会社：Next Power 株式会社
東京都中央区日本橋堀留町二丁目 2 番 1 号
代表取締役社長 船津 啓介

別紙 2.3

承継対象権利義務明細

効力発生日において承継会社が分割会社から承継する権利義務は、効力発生日の直前（以下「基準時」という。）における次に定める分割会社の権利義務とする。

1. 承継対象資産

分割会社が基準時において権利を有し、かつ対象事業に属する以下の資産

(1) 流動資産

なし

(2) 固定資産

建設仮勘定、機械及び装置

(3) 知的財産権

なし

2. 承継対象負債

なし

3. 承継対象契約（雇用契約を除く。）

基準時において有効であり、かつ対象事業に関して締結されている契約及びこれらの契約に基づく権利義務。但し、分割会社及び承継会社が別途承継対象外とすることに合意した契約並びにこれらの契約に基づく権利義務は除く。

4. 雇用契約

承継会社は、分割会社から、雇用契約及びこれに基づく権利義務を一切承継しない。

5. 許認可等

対象事業のみに関連する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継することが可能なもの

分割会社による表明及び保証

(1) 分割会社に関する事項

① (設立及び存続)

分割会社は、日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ存続する株式会社であり、現在行っている事業に必要な権限及び権能を有していること。

② (本契約の締結及び履行)

分割会社は、本契約を適法かつ有効に締結し、これを履行するために必要な権限及び権能を有していること。分割会社による本契約の締結及び履行は、その目的の範囲内の行為であり、分割会社は、本契約の締結及び履行に関し、法令又は分割会社の定款その他の内部規則において必要とされる手続を全て適法に履践していること。

③ (強制執行可能性)

本契約は、分割会社により適法かつ有効に締結されており、かつ承継会社により適法かつ有効に締結された場合には、分割会社の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成し、かつ、かかる義務は、本契約の各条項に従い、分割会社に対して執行可能であること。

④ (許認可等の取得)

分割会社は、本契約の締結及び履行のために自ら履践することが必要とされる許認可等の取得その他法令等上の手続を、法令等の規定に従って履践が必要となる時点までに、適法かつ有効に履践済みであること。

⑤ (法令との抵触の不存在)

分割会社による本契約の締結及び履行は、分割会社に適用ある法令に違反するものではなく、かつ、分割会社の定款その他の内部規則に違反するものではないこと。

⑥ (倒産手続の不存在)

分割会社は、支払停止に陥っておらず、分割会社に対する倒産手続の開始の申立ては行われていないこと。分割会社は、本契約の締結及び履行に際して、分割会社の債権者を害する意図を有しておらず、その他不当又は不法な意図を有していないこと。

⑦ (反社会的勢力との関係の不存在)

分割会社は、反社会的勢力ではなく、反社会的勢力との間に取引、資金の提供、便宜の供与、経営への関与その他一切の関係又は交流がないこと。

(2) 対象事業に関する事項

① (承継対象資産)

分割会社は、本承継対象権利義務明細に記載の資産を全て所有し、又はかかる資産を適法に使用する権利を有していること。これらの資産のうち、分割会社が所有する資産について、第三者に対する利用権の設定、瑕疵、訴訟等、クレーム等、司法・行政機関等の判断等その他の分割会社による使用、収益若しくは処分を重要な点において制限し若しくはその重大な支障となる事由又はその価値に重大な悪影響を及ぼす事由は存在せず、分割会社の知り得る限り、その具体的なおそれもないこと。これらの資産のうち、分割会社が使用する権利を有している資産については、当該権利を基礎づける契約に係る分割会社又は相手方の債務不履行事由等、瑕疵、訴訟等、クレーム等、司法・行政機関等の判断等その他の分割会社による現行の態様での使用を重要な点において制限し又はその重大な支障となる事由は存在せず、分割会社の知り得る限り、その具体的なおそれもないこと。

② (承継対象契約)

承継対象契約は、全てその条件に従って有効で、拘束力があり、これらについて対象事業に重大な悪影響を及ぼす分割会社又は相手方の債務不履行事由等(相手方の債務不履行事由等については、分割会社の知る限り)、訴訟等、クレーム等、司法・行政機関等の判断等は存在せず、分割会社の知り得る限り、その具体的なおそれもない。また、分割会社は、対象事業に関して、第三者との間で、競業避止規定、独占販売権の設定、独占的供給義務の負担、独占的実施許諾義務の負担、事業領域制限その他分割会社が対象事業を遂行することを実質的に禁止又は制限する規定を含む契約等を締結していないこと。

分割会社が保有している又は承継対象契約に基づき利用しているシステムについて、対象事業に重大な悪影響を及ぼす故障、システムダウンその他の重大な不具合はなく、対象事業を行う上で、適切かつ有効に機能しており、システム導入時に企図された効果が全く実現されていない等の対象事業に重大な悪影響を及ぼす実務上の不都合も生じていないこと。

対象事業に係るマンション向け一括受電サービスを導入している物件について、当該サービスの解約（東京電力エナジーパートナー株式会社への電力需給契約の変更や承継会社以外の一括受電事業者への電力需給契約の変更を含む。）の打診を行っている管理組合又は所有者は存在せず、また、分割会社の知る限り、当該サービスの解約の具体的検討を行っている管理組合又は所有者は存在しないこと。分割会社の知る限り、上記サービスの解約が行われる具体的なおそれもないこと。

③ (法令遵守・許認可等)

分割会社は、対象事業の遂行に重大な悪影響を及ぼさないもの及び人事労務に関連する法令を除き、対象事業に関し、適用のある法令等又は司法・行政機関等の判断等を遵守していること。分割会社は、対象事業を行うために必要な重要な許認可等を全て取得していること。

分割会社の知り得る限り、分割会社が対象事業に関して受領している補助金又は助成金について、交付決定の取消し又は補助金の返還を基礎づける事由は存在せず、分割会社の知る限りその具体的なおそれもないこと。分割会社は、分割会社の知り得る限り、2026年1月から3月を対象期間として経済産業省資源エネルギー庁が実施する「電気・ガス料金負担軽減支援事業」に係る支援の申請を適法かつ有効に実施しており、当該申請に係る補助金の返還を基礎づける事由は存在せず、分割会社の知る限り、その具体的なおそれもないこと。

④ (計算書類等)

分割会社が承継会社に開示した「【修正】資料㉚_エナジーサプライ費用分析」及び「資料㉚_BS.xlsx」と題する資料に記載の対象事業に係る事業損益実績及び事業用資産・負債の状況に係る情報（以下「対象財務情報等」という。）は、日本において一般に公正妥当と認められる企業会計基準に準拠して作成された計算書類に基づき合理的な方法によって作成されており、各作成基準日時点における対象事業に係る財務状態及び各該当期間における対象事業の経営成績をそれぞれ重要な点において正確かつ適正に示していること。分割会社は、法令等で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しており、対象財務情報等は、それぞれ分割会社の適法な会計帳簿に基づいて作成されていること。

⑤ (業務遂行)

分割会社は、直近事業年度の末日以降、本契約において別途履行することが合意されている事項（本契約に基づき別途合意される事項を含む。）を除き、通常の業務の範囲内において対象事業に係る業務を行っており、分割会社の知り得る限り、対象事業に係る財務状態、経営成績、キャッシュフロー、将来の収益計画若しくはその見通し、事業、資産、負債、権利義務、契約関係、許認可等、信用に重大な悪影響を及ぼす事実又は事象は発生しておらず、その具体的なおそれもなれること。

⑥ (隠れた債務等の不存在)

分割会社の知り得る限り、分割会社は、対象事業に関して、(i)対象事業において通常の業務の過程で生じるもの、(ii)本吸収分割に伴い対象事業において必要となる費用、及び(iii)対象事業に重大な悪影響を生じさせない程度のものを除き、対象財務情報等に計上されていない、負債又は債務（隠れた債務、偶発債務、製

造物責任その他不法行為責任から生じる債務を含む。) も負担又は発生しておらず、その具体的なおそれもないこと。

⑦ (公租公課等)

分割会社の知り得る限り、分割会社が対象事業に関して徴収義務又は支払義務を負う税金、年金保険料、社会保険料その他の公租公課は、重要な点において、適法に徴収され適時に全額支払われ、又は承継会社に提出された対象財務情報等に適切に記載されており、分割会社に重加算税は課されておらず、その具体的なおそれもないこと。

⑧ (訴訟手続、クレーム等)

分割会社は、対象事業に関し、訴訟等の当事者となっておらず、分割会社の知る限り、その具体的なおそれもないこと。分割会社は、対象事業に重大な悪影響を及ぼす第三者からのクレーム等を現在受けておらず、分割会社の知る限り、その具体的なおそれもないこと。

⑨ (情報開示)

分割会社は、本件デュー・ディリジェンスにおいて、承継会社又はそのアドバイザーの要請に対し、誠実に対象事業に関する情報を開示していること。分割会社の知り得る限り、分割会社が、承継会社に対して本件デュー・ディリジェンス又は本契約の交渉その他の機会に本吸收分割の検討資料として開示した情報は、いずれも、重要な点において真実かつ正確であり、承継会社に誤解を生じさせないために必要な情報の提供を欠くものはないこと。

承継会社による表明及び保証

① (設立及び存続)

承継会社は、日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ存続する株式会社であり、現在行っている事業に必要な権限及び権能を有していること。

② (本契約の締結及び履行)

承継会社は、本契約を適法かつ有効に締結し、これを履行するために必要な権限及び権能を有していること。承継会社による本契約の締結及び履行は、その目的の範囲内の行為であり、承継会社は、本契約の締結及び履行に関し、法令等又は承継会社の定款その他の内部規則において必要とされる手続を全て適法に履践していること。

③ (強制執行可能性)

本契約は、承継会社により適法かつ有効に締結されており、かつ分割会社により適法かつ有効に締結された場合には、承継会社の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成し、かつ、かかる義務は、本契約の各条項に従い、承継会社に対して執行可能であること。

④ (法令等との抵触の不存在)

承継会社による本契約の締結及び履行は、承継会社に適用ある法令等に違反するものではなく、承継会社の定款その他の内部規則に違反するものではないこと。

⑤ (倒産手続の不存在)

承継会社は、支払停止に陥っておらず、承継会社に対する倒産手続の開始の申立ては行われていないこと。承継会社は、本契約の締結及び履行に際して、承継会社の債権者を害する意図を有しておらず、その他不当又は不法な意図を有していないこと。

⑥ (反社会的勢力との関係の不存在)

承継会社は、反社会的勢力ではなく、反社会的勢力との間に取引、資金の提供、便宜の供与、経営への関与その他一切の関係又は交流がないこと。

別紙2 NPの最終事業年度における計算書類等の内容

(次頁以降のとおり)

第 8 期

事 業 報 告

自 2024年4月1日

至 2025年3月31日

Next Power株式会社

事業報告

2024年 4月1日から

2025年 3月31日まで

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社は、2017年10月の会社設立以降、株式会社長谷工アネシス等のマンション高圧一括受電事業の承継を経て、自社の営業活動等を強化した結果、2025年3月末時点での約26万戸のお客さまへサービスを提供しております。

主たる事業であるマンション高圧一括受電サービスについては、脱炭素化の潮流や自治体による条例、制度の整備に伴い、太陽光発電、環境価値、EV充電器等のニーズが高まり、事業主の要望に応えた付加価値サービスを提供することで、年度目標である年間8,000戸に対し、目標を大きく上回る9,011戸を獲得いたしました。

体制面では、2024年7月に、組織の効果的・効率的な運営を目的に、営業推進本部の第3営業部をCS推進本部管轄とし、名称をCS推進部へ改称、加えて東京本社と西日本支社で一本化していたファシリティマネジメント部をそれぞれ分離し、独立した部署といたしました。

また、内部統制に関する更なる体制強化として、経営企画部に監査グループを新設し、関西電力が実施する関係会社監査や不具合事象への対応を行いました。監査における改善提案事項として、発注検収管理や情報セキュリティが指摘されたことを受け、適切な業務マニュアルの見直しを図るとともに、情報セキュリティガイドラインに則った社内ルールの再整備、情報セキュリティ委員会の設置、開催等に取り組むことにより、健全かつ持続的な成長を目指してまいります。

なお、収支の状況については、気温影響や契約戸数増加により、売上高は過去最高の296億83百万円となりました。費用面で、調達コストの低減や、販管費削減等の自助努力を行い、経常利益は過去最高の29億20百万円となり、増収増益となりました。

この結果、当期純利益は16億22百万となり、当事業年度は期末配当を1株当たり702,412円、配当総額16億22百万円にて実施を予定しています。

(2) 今後の見通しおよび重点的な取り組み

今後は、事業環境の変化に耐えうる盤石な事業基盤構築を目指し、収益追求を前提とした営業活動を展開するとともに、予算管理の徹底や販管費抑制によるコスト削減への取り組みを継続して実施します。また、当年度に経営の大前提として位置付けた内部統制の更なる強化に取り組んでまいります。なお、具体的には以下の取り組みを進めてまいります。

〈事業ドメイン(領域)〉

- (1) 首都圏および関西地域を中心としたマンション高圧一括受電サービスの提供
- (2) マンション共用部を対象とした電力小売サービスの提供
- (3) マンション高圧一括受電サービス顧客に対する付加価値サービスの充実

〈経営方針〉

1. 収益最大化を意識した営業活動の実践
 - (1) マンション高圧一括受電サービスの収益拡大
 - (2) 電力小売サービスの収益拡大
2. 事業コスト低減に向けた継続的な取り組み
 - (1) 事業コスト最適化に向けた取り組みの継続
 - (2) 事業運営の効率化による販管費の低減
3. 内部統制の強化
 - (1) 業務マニュアルの適切な見直し及びセルフチェックの実施
 - (2) セキュリティガイドラインに基づいた社内ルールの再整備
 - (3) 情報セキュリティ委員会の設置と開催

〈中期経営目標〉

・関西電力への貢献：首都圏、関西エリアを中心とした顧客基盤の強化

(2025年度)

- (1) 売 上 高 : 297億円
- (2) 経 常 利 益 : 10億円

(2026年度)

- (1) 売 上 高 : 312億円
- (2) 経 常 利 益 : 16億円

(2027年度)

- (1) 売 上 高 : 318億円
- (2) 経 常 利 益 : 24億円

(3)設備投資の状況

(有形固定資産)

① マンション一括受電事業(受変電設備)	一式	12,475百万円
② 工具器具備品	一式	24百万円
③ 社員寮	一式	1028百万円

(無形固定資産)

④ 顧客管理システム(顧客契約情報等他)	一式	6,422百万円
⑤ ソフトウェア	一式	43百万円

(4)資金調達の状況

該当なし。

(5)財産および損益の状況

(百万円: 売上高～総資産)

区分\期別	第5期 (2021年度)	第6期 (2022年度)	第7期 (2023年度)	第8期 (2024年度)
売 上 高	21,973	28,367	27,098	29,683
経常利益	1,016	△1,563	1,436	2,920
当期純利益	547	△1,883	716	1,622
固定資産	33,212	31,563	30,757	30,792
総 資 産	45,279	42,364	41,795	43,024
1株当たり当期純利益	237,019円	△815,331円	310,213円	702,413円

2.会社の概況

(1)主要な事業内容

- ①マンション一括受電による電力の供給サービス事業
- ②マンション共用部を対象とした電力小売事業

(2)主要な事業所

- ①(本 社) 東京都中央区日本橋堀留町2丁目2番1号
- ②(西日本支社)大阪府大阪市北区茶屋町19番19号

(3)株式の状況

①会社が発行する株式の総数	4,000株
②発行済株式総数	2,309株
③株主数	1名

(4)従業員の状況

(2025年3月31日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
60人	36歳	4.3年	5,432,992円

(注)1 従業員数は就業人員数であり、出向者を除いている。

2 平均年間給与(税込)は、賞与及び基準外賃金を含んでいる。

(5)企業結合の状況

・親会社との関係

当社の親会社は関西電力株式会社であり、同社は当社の発行済株2,309株（出資比率100%）を保有いたしております。

(6)主要な借入先

該当なし。

(7)取締役及び監査役

(2025年3月31日現在)

地位	氏名	担当または重要な兼職状況
代表取締役社長	船津 啓介	
取締役	久枝 敏彦	東京本社代表
取締役	岡田 憲治	西日本支社長
取締役	松永 聰	関西電力株式会社 ソリューション本部副本部長 営業部門統括(リビング営業) 兼務
監査役	野地 小百合	関西電力株式会社 執行役員 組織風土改革室長 経営企画室 グループ事業担当室長 併任

(8)決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

該当なし。

以上

第 8 期

計算書類

(会社法第435条第2項)

自 令和 6 年 4 月 1 日
自 令和 7 年 3 月 31 日

Next Power株式会社

東京都中央区日本橋堀留町二丁目2番1号

貸 借 対 照 表

(令和7年3月31日現在)

(単位 : 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(12,232,280)	流動負債	(6,890,645)
現金及び預金	42,499	買掛金	3,877,571
売掛金	5,852,236	リース債務	1,124,726
預け金	6,174,700	未払金	608,855
その他の	166,941	未払法人税等	848,413
貸倒引当金	△4,097	賞与引当金	32,634
		その他の	398,445
固定資産	(30,791,935)	固定負債	(2,543,479)
有形固定資産	(13,526,655)	リース債務	1,802,753
建物	456,712	繰延税金負債	678,726
建物附属設備	9,833,995	退職給付引当金	61,999
土地	571,407		
リース資産	2,448,763		
その他の	215,777		
		負債合計	9,434,125
無形固定資産	(16,976,468)	(純資産の部)	
のれん	10,511,080	株主資本	(33,590,090)
顧客関連資産	6,422,274	資本金	(100,000)
その他の	43,113		
投資その他の資産	(288,811)	資本剰余金	(27,397,565)
その他の	288,811	資本準備金	22,978,186
		その他資本剰余金	4,419,379
		利益剰余金	(6,092,525)
		利益準備金	3,253,564
		その他利益剰余金	2,838,960
		繰越利益剰余金	2,838,960
		純資産合計	33,590,090
資産合計	43,024,216	負債及び純資産合計	43,024,216

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

(自) 令和 6 年 4 月 1 日
 (至) 令和 7 年 3 月 31 日

(単位 : 千円)

科 目	金 額	
売 上 高		29,683,484
売 上 原 価		23,643,581
売上総利益		6,039,903
販売費及び一般管理費		3,056,223
営 業 利 益		2,983,679
営業外収益		
受 取 利 息	17,720	
雜 収 入	30,917	48,637
営業外費用		
支 払 利 息	97,286	
雜 損 失	15,516	112,803
経 常 利 益		2,919,513
特別損失		
固 定 資 産 除 却 損	297,710	297,710
税引前当期純利益		2,621,802
法人税、住民税及び事業税	855,361	
法人税等調整額	144,569	999,930
当期純利益		1,621,871

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日)

(単位:千円)

資本金	株主資本						株主資本合計	純資産合計		
	資本剩余金			利益剩余金						
	資本準備金	その他 資本剩余金	資本剩余金 合計	利益準備金	繰越 利益剩余金	利益剩余金 合計				
令和 6 年 4 月 1 日残高	100,000	22,978,186	4,705,889	27,684,075	3,253,564	1,217,088	4,470,653	32,254,728		
事業年度中の変動額										
剰余金の配当			△ 286,509	△ 286,509			△ 286,509	△ 286,509		
当期純利益						1,621,871	1,621,871	1,621,871		
事業年度中の変動額合計	-	-	△ 286,509	△ 286,509	-	1,621,871	1,621,871	1,335,362		
令和 7 年 3 月 31 日残高	100,000	22,978,186	4,419,379	27,397,565	3,253,564	2,838,960	6,092,525	33,590,090		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法を採用しております。

主な資産の耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

主な資産の耐用年数は次のとおりであります。

のれん 20年

顧客関連資産 20年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の見込額は、簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。

3. 収益及び費用の計上基準

高圧一括受電サービスおよび特定規模電気事業（PPS事業）に係る収益は、顧客との契約に基づいたサービスを提供することで履行義務が充足されるため、電気使用量に応じて、契約に定められた金額に基づき収益を認識しています。

4. その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

(表示方法の変更に関する注記)

1. 未収入金

未収入金の表示方法は、従来、貸借対照表上、流動資産の未収入金（前事業年度 1,019,471 千円）として表示していましたが、重要性が減ったため、当事業年度より、流動資産のその他（当事業年度 166,941 千円）に含めて表示しております。

2. 未払法人税等

未払法人税等の表示方法は、従来、貸借対照表上、流動負債のその他（前事業年度 238,568 千円）に含めて表示していましたが、重要性が増したため、当事業年度より、流動負債の未払法人税等（当事業年度 848,413 千円）として表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（繰延税金負債と相殺前）	1,362,786 千円
--------------------	--------------

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積もっております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

減価償却累計額	7,063,173 千円
---------	--------------

減損損失累計額	648,916 千円
---------	------------

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	6, 174, 715 千円
短期金銭債務	727, 053 千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
仕入高	6, 912, 904 千円
販売費及び一般管理費	606 千円
営業取引以外の取引による取引高	
営業外収益	17, 573 千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末における発行済株式の数

普通株式 2, 309 株

2. 配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1 株当たり配当額	基準日	効力発生日
令和 7 年 6 月 30 日 定時株主総会	普通株式	1, 621, 869 千円	資本 剰余金	702, 412 円	令和 7 年 3 月 31 日	令和 7 年 7 月 1 日

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

資産調整勘定	304, 821千円
税務上の繰越欠損金	1, 727, 606千円
その他	378, 378千円
繰延税金資産 小計	2, 410, 806千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (※ 1)	△1, 048, 019千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	- 千円
評価性引当額 小計	△1, 048, 019千円
繰延税金資産合計	1, 362, 786千円

繰延税金負債	
顧客関連資産	2,039,181千円
その他	2,331千円
繰延税金負債合計	2,041,513千円
繰延税金負債の純額	678,726千円

(※1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の 繰越欠損金(注1)	—	—	—	253,784	341,667	1,132,154	1,727,606
評価性引当額	—	—	—	—	△77,819	△970,199	△1,048,019
繰延税金資産(注2)	—	—	—	253,784	263,847	161,954	679,586

(注1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(注2) 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、当社事業の将来の収益力に基づく課税所得見込を考慮した結果、回収可能と判断したものです。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社は、事業を行うための設備投資などに必要な資金を可能な限り自己資金にて賄っており、不足する資金については、グループファイナンスの導入により、主に関西電力株式会社からの借入金によって資金を調達することとしております。また、資金運用については、短期的な預金及び関西電力株式会社への預け金等に限定しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) リース債務 (※2)	(2,927,480)	(2,872,717)	(54,762)

(※1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(※2) 貸借対照表上、流動負債に計上しているリース債務については、上記の金額に含めて記載しております。

(※3) 「現金及び預金」「売掛金」「預け金」「買掛金」「未払金」及び「未払法人税等」は、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(1) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース契約を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) リース債務の事業年度末日後の返済予定額

(千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債務	1,124,726	818,169	448,430	341,270	43,412	151,470

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

(千円)

種類	会社等 の名称	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	関西電力 株式会社	被所有 直接 100%	事業用電力 の購入 資金の借り 入れ・預け 入れ等 役員の兼務	事業用電力の購入 (注1)	6,912,904	買掛金	688,318
				資金の預け入れ 利息の受取 (注2)	— 17,573	預け金	6,174,700

1 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 一般取引価格を参考にして、価格交渉の上、決定しております。

(注2) 預け金については、キャッシュ・マネジメント・システムによるもので、残高が毎日変動するため、期末残高を記載しております。また、金利については市場金利を勘案して決定しております。

2. 兄弟会社等

(千円)

種類	会社等 の名称	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の 子会社	株式会社 関電エレキギー リューション	—	事業用電力 の購入	事業用電力の購入 (注1)	14,398,559	買掛金	1,598,806

1 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 一般取引価格を参考にして、価格交渉の上、決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額
2. 1株当たり当期純利益

14,547,462 円 52 銭
702,413 円 15 銭

独立業務実施者のレビュー報告書

令和 7 年 5 月 21 日

N e x t P o w e r 株式会社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 奥野孝富
業務執行社員

当監査法人は、N e x t P o w e r 株式会社の令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの事業年度の計算書類、すなわち貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表についてレビューを行った。

計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

業務実施者の責任

当監査法人の責任は、独立の立場から計算書類に対する結論を表明することにある。当監査法人は、日本公認会計士協会が公表したレビュー業務実務指針 2400 「財務諸表のレビュー業務」に準拠してレビューを行った。レビュー業務実務指針 2400 は、当監査法人に、全体としての計算書類が、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかつたかどうかについて結論を表明することを求めている。また、レビュー業務実務指針 2400 は、当監査法人に職業倫理に関する規定を遵守することを求めている。

レビュー業務実務指針 2400 に準拠した計算書類のレビューは、限定的保証業務である。レビューにおいては、主として経営者及びその他適切な者に対する質問並びに分析的手続が実施され、入手した証拠の評価が行われる。

レビュー手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される監査に比べて相当程度限定された手続であり、当監査法人は、上記の計算書類に対して監査意見を表明しない。

結論

当監査法人が実施したレビューにおいて、上記の計算書類が、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、N e x t P o w e r 株式会社の令和 7 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかつた。

配布及び利用制限

本報告書は、N e x t P o w e r 株式会社及び関西電力株式会社のみを利用者として想定しており、これらの者以外に配布及び利用されるべきものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

2025年6月12日

Next Power株式会社
代表取締役社長 船津 啓介 殿

監査役 野地 小百合

監査報告書の提出について

私、監査役は、会社法第381条第1項の規定に基づき監査報告書を作成しましたので、提出いたします。

以上

監査報告書

私、監査役は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第8期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及びその結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私、監査役は、取締役等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに会計帳簿及び当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上